大阪市出産・子育て応援交付金事業のご案内

(国の出産・子育で応援交付金事業)

大阪市では、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、 妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じる伴走型相談支援と、 経済的支援として出産・子育て応援給付金の支給を一体的に実施します。

伴走型相談支援

■ 面談・アンケートを通じて、必要な支援につなぎます

経済的支援

⇒ 給付金の支給により、経済的負担の軽減を図ります。

事業の内容

①妊娠の届出 (母子健康手帳の交付)

保健師等と面談し、アンケートに回答してください。

②出産応援給付金申請期限:妊娠期間中

面談後、妊婦ご本人が給付金(妊婦1人につき5万円)の申請をしてください。

③妊娠8か月頃の アンケート(及び面談) 妊娠8か月頃に状況をお伺いするアンケートを送付しますので、アンケートの回答にご協力をお願いします。

面談希望者には、保健師または助産師がご自宅を訪問します

④乳児家庭全戸訪問 (出生後の家庭訪問) こどもが生まれたら、母子健康手帳交付時にお渡しした新生児出生連絡票(青色はがき)を提出・送付してください。

保健師または助産師がご自宅を訪問し、面談を行います

⑤子育て応援給付金 申請期限:生後4か月頃まで <u>面談後、こどもの母親等が</u>給付金(こども1人につき5万円)の申請をしてください。

令和4年4月1日から令和5年2月19日までに妊娠届出をした方、こどもが生まれた方

- 申請書とアンケートが3月中旬~4月中旬頃に届きますので、到着後に申請してください。
- 大阪市に転入された方などは取り扱いが異なる場合があります。詳しくは、ホームページをご覧いただくか、お問い合わせ先までご連絡ください。

大阪市出産・子育て応援給付金 専用ホームページ

大阪市 出産・子育て 給付金



Q

給付金の申請手続き等に関するお問い合わせ

大阪市出産・子育て応援給付金 コールセンター

06-6131-5236

受付時間:平日 午前9時から午後5時30分

※受付時間等は変更する場合がありますのでホームページ等をご確認ください。

よくあるご質問に対するお答え

出産・子育で応援給付金の支給はいつから始まったのですか

本給付金は令和4年12月に国において創設された「出産・子育て応援交付金」制度に基づき支給するもので、大阪市は令和5年2月20日から開始しました。 ただし、経過措置として令和4年4月1日以降に妊娠届出をした方や、こどもを養育する方も本給付金を受け取ることができます。

(2) 給付金を受け取る際に所得制限はありますか

A 所得制限はありません。

Q 多胎を妊娠した場合、受け取れる金額はいくらですか

A 出産応援給付金は、多胎妊娠の場合でも5万円の支給となります。 なお、子育て応援給付金は、生まれたこどもの人数×5万円を支給しますので、 双子の場合は10万円を支給します。

ただし、いずれの給付金も受け取るためには、保健師等と面談し、アンケートに回答していただく必要があります。

流産・死産となった場合、出産応援給付金を受け取れますか

△ 妊娠届出後、流産・死産となった場合でも、出産応援給付金を受け取ることができます。

Q 妊娠判定薬で陽性反応が出たのですが、出産応援給付金を受け取れますか

A 出産応援給付金を受け取るには産科医療機関等を受診し、医師による妊娠の確認が必要となります。

Q 子育て応援給付金は、母親以外からも申請できますか

•

"振り込め詐欺"や"個人情報の詐取"にご注意ください。

